埼玉県社会保障推進協議会 2023年度自治体要請キャラバン

社会保障の拡充を求める要望書に対する回答書

さいたま市

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1)国民皆保険制度を守り、発展させてください。

国民健康保険法の第1章(総則)、(この法律の目的)第1条に、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民健康の向上に寄与することを目的とする。となっております。現在も変わっておりません。国・県は、相互扶助と受益者負担を強調していますが、国民健康保険の保険税は、他の保険者と比べても2倍近く高くなっています。市町村におかれましては、皆保険制度を守るために住民の防波堤となって、誰もが安心して医療にかかれるようにしてください。

【回答】福祉局 生活福祉部 国保年金課

一般的に国民健康保険税が、被用者保険に加入している方が負担する保険料に比べ本人負担が重いということは承知しております。本市の場合、加入世帯の約半数が所得 100 万円以下で、約7割が 200 万円以下となっております。構成する加入者の所得状況の違いと、構成する年齢層が高く医療給付費も高いため、現在ある軽減や減免制度以上に、加入者に負担いただく国民健康保険税を減額することは、今後の加入状況の流れからは見込まれません。本市としましては増え続ける医療給付費をいかに抑えられるか、そのためには疾病の重症化予防やその啓発に力を入れ、市民が健康に生活できることがより重要と考えております。

(2) 埼玉県第3期国保運営方針について

① 令和9年度の保険税水準の統一に向けた方針は、地域医療水準、地域医療機関、医師数などの格差が大きく拙速です。住民が安心して医療にかかれるようにするために、地方分権の観点から慎重に検討をすすめてください。これまでどおり、市町村で保険税を決定して下さい。

【回答】福祉局 生活福祉部 国保年金課

国民健康保険は、平成30年から都道府県単位化し県と市町村が共同保険者となって運営しています。県が財政運営の責任主体となって安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担うことで、国民健康保険制度の安定化を図るものです。本市としましても持続可能な制度となるよう、県で示した標準保険税率を参考に市町村で保険税を決定しています。

② 一般財政からの法定外繰入、決算補填目的(赤字)繰入の解消計画の方針は、今後一律に禁止するのであれば憲法92条の地方自治の原則に反し市町村の存在意義が問われる事になります。今後も市町村が必要と判断した場合には、住民の福祉の向上に貢献する対応を行ってください。

【回答】福祉局 生活福祉部 国保年金課

上述のとおり、国民健康保険は県と市町村が共同保険者となって運営しています。財政運営の主体となる埼玉県は、国民健康保険を持続可能な制度となるよう、国民健康保険の安定的な運営を図るため「埼玉県国民健康保険運営方針」を策定しており、県内の市町村とともに赤字の解消に努めているところです。制度の趣旨を尊重しつつも、共同保険者という立場であることから市町村の状況によって県へ意見・要望する事も重要であると考えております。

③第3期国保運営方針の骨子では、同じ所得、同じ世帯構成であればどこに住んでいても同じ 国保税にしていく方針ですが、そもそも高すぎる保険税、地域医療提供体制を早急に整備す るように県に要請してください。

【回答】福祉局 生活福祉部 国保年金課

上記②と同じ回答になります。

④国保法 77 条(保険料の減免)は、「条例の定めるところにより、特別の理由があるものに対し、保険税を減免できる。」とあります。まさに少子化対策は急務であり、特別の理由として、「18 歳までの子どもの均等割はなくす(当面)」ことを行ってください。

【回答】福祉局 生活福祉部 国保年金課

上述のとおり、同じ所得、同じ世帯構成であればどこに住んでいても同じ国保税としていく ためには、減免制度においても統一を図っていく必要があり、現在、県が主体となって調整を 進めているところです。新たな減免を市独自で制定することはこれに反することであり、検討 していません。

(3) 所得に応じて払える保険税にしてください。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】福祉局 生活福祉部 国保年金課

応能応益の割合は、埼玉県が示す割合よりも、本市では、所得が少ない方の負担が過重にならないよう、応能割合を大きくしており、現在の応能割は約61.3%、応益割は約38.7%となっております。国民健康保険は社会保障制度の一部であり、広く薄く保険税をご負担いただくことにより危険を分散する制度であることから、必ずしも応能負担が原則であるとは認識しておりません。応能割合を過度に大きくすることは、加入者の税負担の不公正感から納税意欲をそぐことにもなると考えております。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】福祉局 生活福祉部 国保年金課

令和4年度より未就学児の均等割軽減が開始されました。所得や子どもの人数による制限はなく一律に均等割額の5割を軽減する制度です。就学児以上の子どもに関しても、国の財政負担により均等割負担軽減を拡大するよう指定都市市長会の他、大都市民生主管局長会議や政令指定都市国保・年金主管部課長会議などで働きかけております。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】福祉局 生活福祉部 国保年金課

昨年同様となりますが、法定外繰入金については、国保の被保険者以外の方にも費用負担を 求めることから、市民からの理解を得られることが難しいと考えております。また、多額の繰 入金は一般会計を圧迫することにもなります。この問題を解決するため、国は 3,400 億円の財政支援を拡充した上で、平成 30 年度から国民健康保険を都道府県単位化し、国民健康保険を持続可能な制度となるよう法改正を実施しております。国民健康保険の財政運営の主体となる埼玉県は、国民健康保険の安定的な運営を図るため、「埼玉県国民健康保険運営方針」を策定し、県内の市町村とともに赤字の解消に努めております。

本市としましても、国民健康保険を持続可能な制度とするため、医療費の適正化や健診等の保健事業、事務の効率化などに取り組み、国保財政の健全化を図るとともに、保険税の急激な負担増とならないよう、基金を活用しながら計画的に一般会計法定外繰入の段階的な削減・解消を行う予定です。

④ 基金から繰り入れて保険税を引き上げないでください。

【回答】福祉局 生活福祉部 国保年金課

決算剰余金を基金積立金へ積み立てるとともに、保険税率等の見直し時には全額を繰り入れておりますが、それでも赤字が残るため保険税の引き上げを行っております。

(4) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】福祉局 生活福祉部 国保年金課

納期までに保険税をお支払いただいている多くの被保険者には保険証を郵送しております。 納付が困難な方、滞納が続いている方には納付の相談を承っており、無理のない納付の計画に 基づき、適切に保険証は発行しております。

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】福祉局 生活福祉部 国保年金課

滞納が続いている世帯への対応で、やむを得ない場合には窓口留置もひとつの手段と考えておりますが、近年では窓口留置の実績はありません。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】福祉局 生活福祉部 国保年金課

国民健康保険制度は国民健康保険税をお支払いいただくことで成り立つ制度です。被保険者相互に支え合う国民皆保険の理念からも、また納期までにお支払いただいている多くの被保険者の方との均衡の観点からも、滞納が続いている世帯への資格証明書の発行はやむを得ないと考えております。また更新の際には、納付の相談を承っている旨周知を図っているところです。

(5) マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。

① 老健施設・介護施設に入居している方が「マイナ保険証」の管理はむずかしく、職員が管理するのも不可能です。来年の秋以降も、例年どおりに市町村が責任を持って被保険者証は発行してください。政府が行おうとしている「資格確認書」は、マイナ保険証を持たない住民にとっては、毎年申請をしなければならず大変です。国民皆保険制度の崩壊につながります。国に従来通りに保険証を発行できるに要請してください。

【回答】福祉局 生活福祉部 国保年金課

マイナンバーカードと健康保険証の紐づけについては任意であり、マイナンバーカードを持っていない、または健康保険証の紐づけをしていない被保険者については、国の方針では資格確認書の申請を代理申請も含めて案内し、申請が期待できないと判断された場合には、本人からの申請によらず職権で交付する予定としています。本市としましては、今後示される国の通知等に基づき、取り組んでまいります。

② 受療権を保障するために「短期保険証」は、6カ月としてください。

【回答】福祉局 生活福祉部 国保年金課

短期被保険者証は現在、6カ月で発行しています。

- (6) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。
 - ① 生保基準の1.5倍相当に設定するなど、保険税申請減免制度を拡充してください。

【回答】福祉局 生活福祉部 国保年金課

減免制度とは、一時的に生活困窮に陥った方を救済する制度であると考えております。このため、本市では、所得減少減免や生活困窮減免を別途の制度設計で既に整備しており、税の公平性の観点から、現状は拡充を考えておりません。

- (7) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。
 - ① 生保基準の1.5倍相当にするなど、医療費負担の軽減制度の拡充を行なってください。

【回答】福祉局 生活福祉部 国保年金課

一部負担金の減免制度は、一時的に生活困窮に陥った方を救済する制度であると考えています。減免基準は、生活扶助基準の見直しに併せてその影響ができる限り及ばないように平成30年から段階的に変更し、令和2年10月1日からは従前の生活保護基準額の870分の910から1000分の1155に変更いたしました。一部負担金減免の拡充は、国民健康保険の財政運営の観点から容易に引き上げられるものではないため、今後の生活保護基準額の見直し等を注視しながら対応を検討していきます。

② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】福祉局 生活福祉部 国保年金課

現状の申請書は、全ての項目において一部負担金減免の可否等を判断するために必要であると考えているため、申請書の改定は考えておりませんが、記入方法等については、ご相談いただければと存じます。

③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】福祉局 生活福祉部 国保年金課

一部負担金の減免申請は保険者に対して行い、保険者において減免の可否決定を行うものであるため、医療機関の会計窓口で事務手続きを行うことはできません。

- (8) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください
 - ① 住民に寄り添った徴収業務の対応を行ってください。

【回答】 財政局 税務部 収納対策課

国民健康保険税などの徴収業務を行うにあたっては、納付が困難であるとの申し出があった

場合、猶予制度の適用など、納税者の状況に即し、対応を行っております。

また、必要に応じて、生活にお困りの方などの相談を包括的に受け止め、必要な支援のコーディネートを行う「福祉まるごと相談窓口」等の利用についての案内をしています。

今後につきましても、納税が困難な方に対しましては、納税者の個別・具体的な実情を考慮 し、対応してまいります。

② 給与等の預貯金全額を差押えすることは憲法 29条の財産権の侵害であり法令で禁止されています。憲法 25条の生存権保障の立場から最低生活費を保障してください。

【回答】 財政局 税務部 収納対策課

給与等の差押えにつきましては、最低生活の保障等の理由から差押禁止額が定められており、法令で定める差押禁止額を踏まえ、差押えを行っております。

なお、給与等の差押え禁止債権が含まれた預貯金債権の差押えに当たっては、差押禁止債権 相当額を考慮し、対応しているところです。

納税相談等において、納税者個々の実情を把握するとともに、最低限度の生活に必要とされるものを考慮し、対応してまいります。

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】 財政局 税務部 収納対策課

差押については、法令に基づき実施しているところですが、差し押さえるものについては、 滞納額や滞納されている方の財産等、個々の実情を勘案し、総合的に判断し決定しておりま す。

売掛金についても、納期内納付をされている方との公平性確保の観点から、差押・取立を実施することがあります。

④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】 財政局 税務部 収納対策課

国民健康保険税の滞納税金の徴収につきましては、収入状況や生活状況を聴取、また調査等を行い、一括納付するだけの資力が無いと判断された場合には、一時的に分割により、納付いただくケースがあります。分納約束履行中におきましても、個々の実情を把握するとともに、納税資力の把握等に努めております。

分納期間が長期化しますと、滞納額が累積されることが多く、延滞金も増え、より納付が困難となることがございます。このようなことから、分納期間や金額につきましては、原則1年で完納となる納付計画としております。

また、納税の猶予の要件に該当する場合は、法令等に即し、対応しているところです。

なお、財産や納税資力のある方につきましては、法令等に則り差押を執行しております。ただし、収入や生活状況の聴取や調査等において、財産もなく、生活が困窮している等、納税資力がないと判断した場合は、執行停止を行っているところです。

(9) 傷病手当金制度を拡充してください。

① 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】福祉局 生活福祉部 国保年金課

傷病手当金の支給対象拡大につきましては、個人事業主、専従者、フリーランスの方々の場合、被用者とは異なり、傷病に伴う収入減少の形態が多様に分かれ、また所得補填としての妥当な支給額の算出も困難であることに加え、国からの財政支援がなく、財源の確保が難しい状況でおります。また、支給対象期間が令和5年5月7日をもって終了したことからも支給対象の拡大は困難であるものと認識しています。

② コロナ禍が収束しても、被用者、個人事業主、フリーランスに傷病手当金を恒常的な施策として条例の改正を行ってください。もしくは、傷病見舞金制度を創設してください。

【回答】福祉局 生活福祉部 国保年金課

被用者に対する傷病手当金につきまして、令和5年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等は対象外とされ、国からの財政支援が終了しました。また、財源の確保が困難なため本市独自制度の創設は困難であると認識しています。

(10) 国保運営協議会について

① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】福祉局 生活福祉部 国保年金課

被保険者を代表する委員は公募しており、市報やホームページ等で広報を行っております。

② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】福祉局 生活福祉部 国保年金課

運営協議会の被保険者を代表する委員は公募しており、公募委員の意見が反映できるよう 努めております。

(11) 保健予防事業について

① 特定健診の本人・家族負担を無料にしてください。

【回答】福祉局 生活福祉部 国保年金課

さいたま市特定健康診査では、医療保険者に特定健康診査の実施が義務付けられた平成 20 年度から継続して、本人の自己負担なしで実施しています。

② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】福祉局 生活福祉部 国保年金課

がん検診との同時受診については、広報物に特定健康診査とがん検診が同時受診できる旨 を記載し、同時受診可能な医療機関をわかりやすく表示して全戸配布しています。また、特定 健康診査受診券とがん検診のお知らせを一体化することで、健(検)診を受診しやすい環境づ くりに務めています。

③ 2023 年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】福祉局 生活福祉部 国保年金課

未受診者対策としては、文書、電話、SMSによる受診勧奨事業及び早期受診キャンペーン

として、さいたま市健康マイレージにおける健(検)診ポイントを2倍のポイント付与とする受診勧奨を実施し、受診率向上を目指します。

また、特定健康診査の内容や検査時間などを分かりやすく説明した健診案内ページを Web 上で作成しています。健診実施機関を地図上で確認でき、予約する医療機関に直接電話をかけることができるなど、対象者の利便性の向上に努めています。

広報としては、健診受診率の低下は疾病の重症化につながることから、健診の重要性を周知しながら、市報、さいたま市ホームページ、ソーシャルネットワークサービスを利用した健診周知、及び、区役所、支所、公民館等の市内公共施設、コミュニティバス車内、健診実施医療機関に健診PRポスターを掲示した健診周知、及び、自治会回覧版における健診PRチラシ回覧、区役所及び大宮駅における健診PR懸垂幕・横断幕の掲示による健診周知、並びに、区役所窓口における新規国保加入者への特定健康診査受診案内チラシ配布による健診周知を実施してまいります。

また、サッカー J リーグのホームゲームにおける大型映像装置での健診 P R 動画放映、及び、 区役所、大宮駅、さいたま新都心駅周辺のデジタルサイネージでの健診 P R 動画放映による健 診周知を実施し、受診率向上を目指します。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】福祉局 生活福祉部 国保年金課

さいたま市特定健康診査・国保人間ドック・国保健康診査等を受診された皆様の個人情報の 管理につきましては、次のとおり、プライバシーポリシーに基づき適切に取り扱っています。

- 1. 管理・取扱いに当たっては、「個人情報の保護に関する法律」、「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「さいたま市個人情報保護条例」を遵守します。
- 2. 各健診の個人情報(健診票及び健診情報)は本市及び委託先で保管されます。
- 3. 委託先との間では契約の中で個人情報取扱特記事項の遵守の取り決めを交わしています。
- 4. 個人情報の漏えい、破壊、紛失、改ざん、誤使用等を防止するためのセキュリティー対策を実施しています。
- 5. 安全な環境下で管理するため、個人情報データベース(管理システム)へのアクセス制限 を実施しています。
- 6. 個人情報の保護についての職員教育を行っています。

(12) 財政調整基金について

財政調整基金は、災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときのために基金として積み立てきた住民の貴重な財産です。今、物価高騰で暮らしと経営が大きな打撃を受け、地域経済の疲弊が深刻になっている時だからこそ、基金を財源として活用し、住民の暮らしと福祉を良くするために活用をお願いします。

① 2022 年度(令和4年度)の財政調整基金の金額を教えてください。

【回答】 財政局 財政部 財政課

令和4年度末時点での財政調整基金は37,616,171,461円となっております。

② 高すぎる国保税を引き下げるために、財政調整基金の活用をしてください。

【回答】 財政局 財政部 財政課

財政調整基金につきましては、年度間の財源調整や補正予算編成、災害対応等に備え万全を 期し、持続可能な財政運営を行うため、一定程度の基金残高を確保し続ける必要があります。

また、財政調整基金を活用することによる法定外繰入金は、国保の被保険者以外の市民の方に費用負担を求めることになり、市民からの理解を得られることが難しいと考えております。

2. 後期高齢者医療について

(1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】福祉局 生活福祉部 国保年金課

窓口負担の2割化については、令和4年以降、団塊の世代が後期高齢者になり、後期高齢者 支援金の急増が見込まれる中で、若い世代は貯蓄も少なく住居費・教育費の他の支出負担も大 きいという事情を鑑みると、負担能力のある方に可能な範囲でご負担いただくことにより、後 期高齢者支援金の負担を軽減し、若い世代の保険料負担の上昇を少しでも減らすものです。

なお、長期頻回受診患者への配慮措置として、施行後3年間、1月の負担増を、最大でも3 千円に収まるような措置が導入されておりますので、今回の改正の目的・内容や配慮措置の手続き等の周知に努めてまいります。

(2) 窓口負担2割化に対して、独自に軽減措置を検討してください。

【回答】福祉局 生活福祉部 国保年金課

窓口負担を市の単独事業で軽減することは、「高齢者の医療の確保に関する法律」で明確に 禁止する規定はございませんが、窓口負担割合を規定した法の趣旨に反することになることか ら、実施は難しいものと考えております。

(3) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】福祉局 生活福祉部 国保年金課

窓口での面談時や臨戸徴収の機会を活用し、被保険者の健康状態・医療機関の受診状況・生活状況の把握に努めてまいります。

(4) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】福祉局 生活福祉部 国保年金課

現在、長寿・健康増進事業の対象事業として、本市が広域連合から補助金の交付を受けている事業は、75歳の方への健康づくりリーフレット送付事業・シルバーポイント事業・後期高齢者健康診査受診後の結果説明などを含めた保健指導、人間ドック助成金交付事業、後期高齢者健康診査における血清アルブミン検査の実施があります。

長寿・健康増進事業に限らず、健康の保持・増進に係る事業については、可能な限り実施することが望ましいと認識しておりますが、現下の厳しい財政状況の折、新たな事業展開については、慎重に検討していくことが必要と考えております。

限られた財源の中での各事業の実施については、内容の見直しも含め、その目的や費用等を 考慮し、より効果的な事業実施となるよう努めてまいります。 (5) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診、難聴検査を無料で実施してください。

【回答】福祉局 生活福祉部 国保年金課

本市では後期高齢者医療制度の被保険者に対し、健康診査、胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮がん・前立腺がん検診、歯科健康診査(埼玉県後期高齢者医療健康長寿歯科健診対象者を除く)を、年間を通じて無料で実施しております。

また、後期高齢者人間ドックについては、平成28年度より市の助成額を10,000円から12,000円に増額し、受診者負担の軽減を図ったところです。

なお、難聴検査については、後期高齢者健康診査が生活習慣病の早期発見や重症化の予防を 目的とし、埼玉県後期高齢者医療広域連合からの受託事業として、県内一律の内容で実施して いることから、本市独自で聴力検査を健康診査項目へ追加し、無料で実施することは困難であ ると考えております。

(6) 加齢性難聴者への補聴器助成制度の創設を県、広域連合、国に求めてください。

【回答】福祉局 生活福祉部 国保年金課

現在、国において制度化されている補聴器購入に対する助成制度としては、障害者施策における補装具として、障害者手帳を所持する両耳の平均聴力レベルが70デシベル以上の高度・重度難聴者を対象としており、41 デシベル以上の中等度以下の難聴者に対しては、購入後の医療費控除は受けることができるものの、補聴器購入そのものの助成制度はない状況にあります。

このため、国において、平成30年度から3か年計画で実施してきた「聴覚障害の補正による認知機能低下の予防効果を検証するための研究」の成果を早期に取りまとめ、医学的エビデンスを踏まえたうえで、認知症予防の効果が認められる場合には、政策的・予算的に実現及び持続可能な制度となるよう、制度設計にあたり十分な検討を行ったうえで、加齢性難聴者の補聴器購入に対する全国一律の公的補助制度等を創設するよう、国に対して要望しております。

なお、後期高齢者医療制度の保険給付として補聴器への助成を行うことについては、国において判断されるべきものと考えますが、保険適用の拡大により保険財政に影響を及ぼすことから、慎重な検討が必要になるものと考えております。

3. 地域の医療提供体制について

(1) コロナ禍を経験し、地域の公立・公的病院、民間病院の拡充こそが必要であると考えます。 国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】 保健衛生局 保健部 地域医療課

令和元年9月に、厚生労働省は、公立・公的医療機関等における具体的対応方針の再検証 を要請する医療機関を公表いたしました。

これまでの新型コロナウイルス感染症への対応におきましても、公立・公的医療機関等は、 大変大きな役割を果たしていただいているものと考えております。

今後、国の動向を注視してまいるとともに、地域医療構想調整会議におきまして、公立・公的医療機関等も含め、各医療機関に担っていただく医療機能や役割分担、必要性について、議論を深めていただくことが重要であると考えております。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策

や支援を行ってください。

【回答】 保健衛生局 保健部 地域医療課

医療従事者の確保については、分娩を取り扱う産科医等の処遇改善を図るため、分娩手当を 支給する産科医療機関に補助金を引き続き交付してまいります。

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

(1) 保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】 保健衛生局 保健所 保健所管理課

平時から感染症等健康危機に備え、保健センターなどの人員体制を強化する仕組みづくりに取り組んでまいります。

(2) 県に対して、保健所の増設や体制強化などを要望してください。

【回答】 保健衛生局 保健所 保健所管理課

保健所の数につきましては、本市では、健康危機管理の拠点として、保健所が広域的な視点で感染症の動向などを把握し、緊急的な課題に対しても、集約された人材のもと、迅速かつ的確な対応が可能となるよう、1か所の設置としております。

また、保健所・保健センターなどに適正な人員を配置し、保健所体制の強化を進めてまいります。

(3) 高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を行ってください。

【回答】 保健衛生局 保健所 疾病対策課

重症化リスクが高い高齢者・障害者施設等での陽性者が発生した際は、感染拡大の可能性も 念頭に、積極的疫学調査に基づく周囲の者への検査や従事者・入所者の必要な検査を実施して います。

(4) PCR 検査が、いつでもどこでも無料で受けられるようにしてください。

【回答】 保健衛生局 保健所 疾病対策課

検査キットの普及や他疾患との公平性を踏まえ、国において公費負担の制度は終了(通常の自己負担)となりましたが、重症化リスクが高い高齢者・障害者施設等での陽性者が発生した際は、感染拡大の可能性も念頭に、積極的疫学調査に基づく周囲の者への検査や従事者・入所者の必要な検査を実施しています。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 令和6年度の制度改定にむけて、充分な介護サービスの提供体制をつくってください。

昨年度、厚労省の社会保障審議会は2024年度の改定に向けて、要介護1・2の生活援助等サービスを市町村へ「総合事業」に移行、ケアマネジメントに自己負担導入、基準額の引き下げによる利用料2割、3割負担の対象者の拡大を打ち出しました。介護保険制度創設の原点に戻って、公的責任に基づく介護保障にするように県、国に求めてください。

【回答】福祉局 長寿応援部 介護保険課

・総合事業への移行について

令和4年12月20日付けで社会保障審議会(介護保険部会)がまとめた「介護保険制度の見直しに関する意見」において、「軽度者(要介護1・2の者)への生活援助サービス等に関する給付の在り方については、介護サービスの需要が増加する一方、介護人材の不足が見込まれる中で、現行の総合事業に関する評価・分析等を行いつつ、第10期計画期間の開始までの間に、介護保険の運営主体である市町村の意向や利用者への影響等も踏まえながら、包括的に検討を行い、結論を出すことが適当」とされました。

本部会において、我々の代表である全国市長会の高松市長より総合事業の受け皿の整備が整っていないということ、軽度者とくくっているが認知症の方をどうするのかという点を解決しないと現実的に困難と指摘しております。

昨年、全国市長会の「令和 5 年度国の施策及び予算に関する重点提言(R4.11.17)」において「軽度者の訪問介護、通所介護サービスの地域支援事業への移行については、拙速な検討は避け、慎重を期すること。」と国へ要望しており、今年度も引続き要望してまいります。

・ケアプラン料の有料化について

令和4年12月20日付けで社会保障審議会(介護保険部会)がまとめた「介護保険制度の見直しに関する意見」において、「ケアマネジメントに関する給付の在り方については、利用者やケアマネジメントに与える影響、他のサービスとの均衡等も踏まえながら、包括的に検討を行い、第10期計画期間の開始までの間に結論を出すことが適当」とされました。

本市としましても、ケアマネジャーの役割は非常に重要であると認識しており、有料化に伴いセルフケアプランが増えた場合、自立支援に資するケアマネジメントが行われず、結果として重度化に繋がるのではないかとの懸念を持っております。なお、今年度行われた、全国市長会の国保対策・介護保険対策の特別委員会合同会議において、「ケアマネジメントの自己負担の導入は、課題や影響などを十分に調査・分析したうえで検討すること。」と取りまとめ、国へ要望していくこととなっております。

・利用料2割、3割負担の対象者の拡大

利用者負担の軽減については、全国市長会「令和5年度国の施策及び予算に関する重点提言」において、国の責任において財政措置を講ずるよう要望しております。また、大都市介護保険担当課長会議においても、誰もが必要な介護サービスを利用できるよう負担軽減措置を拡充することと要望しております。

また、今年度においても引続き、負担軽減の拡大を図るなど国において必要な措置を講じるよう要望してまいります。

2. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】福祉局 長寿応援部 介護保険課

第9期の保険料については、高齢者人口の増加等により介護サービス利用の増加が見込まれますが、介護保険保険給付費等準備基金の取崩しや交付金を活用し、低所得者への負担に配慮しつつ、負担能力に応じた保険料となるよう設定してまいります。

また、昨年度の大都市会介護保険担当課長会議において、介護給付費の財源に占める、国の 負担割合を引き上げるなどにより、第1号被保険者の保険料を抑制する財政措置を講ずるこ とを国に要望しており、今年度につきましても同会議だけでなく、様々な場において、国に要 3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。 さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】福祉局 長寿応援部 介護保険課

介護保険料の減免については、さいたま市介護保険条例に基づき実施しております。 また 低所得者については、第 1 段階から第 3 段階の非課税世帯の介護保険料を引き続き軽減しています。

- 4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。
 - (1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】福祉局 長寿応援部 介護保険課

介護保険の在宅サービスは、要介護状態区分に応じて、利用上限額が決められています。サービスを利用する場合、ケアマネジャーが、利用者の身体状況や家族構成、生活環境など総合的に勘案したケアプランを作成し、必要な範囲内でサービスを利用することができます。利用上限額を超えるサービス利用が必要な場合は、区分変更申請により要介護度の見直しを行い、利用上限額を引き上げることができます。必要に応じてケアマネジャーにご相談ください。

利用者の財政的な負担軽減については、同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担が高額になった場合、1か月に支払った利用者負担額を合計(同じ世帯内に複数の利用者がいる場合には世帯で支払った利用者負担額を合計)し、所得段階に応じ国で定めた自己負担の限度額(月額)を超えた分を、申請により後から支給しております。

その他、本市独自の介護保険サービスの利用者負担の助成として、在宅介護サービス利用者 負担の支払いが困難な方で、市民税非課税世帯で一定の収入以下の方に対して、利用者自己負 担分の7割又は5割相当を助成する「在宅サービス利用者負担助成事業」を実施しており、引 き続き継続していきます。

(2) 一昨年8月に改訂された「特定入所者介護サービス費(補足給付)」について、負担が増えた利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】福祉局 長寿応援部 介護保険課

市では、「さいたま市介護保険在宅サービス利用者負担助成事業」により、所得が低い方の 在宅介護サービス費を助成することにより、地域で安心して暮らしていけるよう支援してお り、引き続き実施してまいります。

また、特定入所者介護サービス費の令和3年8月の改定は、令和2年度介護事業経営実態調査結果の平均的な食費の費用の額との差を考慮して、助成を受けていない施設入所者や在宅で介護を受ける方との公平性の観点から、能力に応じた負担となるよう制度化されたものなのでご理解ください。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と 居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【回答】福祉局 長寿応援部 介護保険課

看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームの食費と居住費の 負担については、全国共通の問題と考えております。そこで、第79回九都県市首脳会議にお いて、本市が九都県市を代表して、国に対して食費と居住費を介護保険施設等と同様に、所得 等に応じた負担軽減制度の創設と必要な財政措置を要望したところです。

また、平成29年に開催された大都市介護保険担当課長会議におきましても、厚労省に対して家賃等について給付対象となるよう要望しております。

引き続き、国の動向を注視してまいります。

- 6. 新型コロナウイルス感染によって、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。
 - (1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】福祉局 長寿応援部 介護保険課

新型コロナウイルス感染症の影響も含めた物価高騰により、経営が悪化した介護事業所に対し、事業継続のための支援金を給付しています。

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】福祉局 長寿応援部 介護保険課

これまでも介護事業所に、サージカルマスクや使い捨て手袋等を提供しております。また、高齢者施設において感染者が発生した場合には、適宜、衛生・防護用品を提供しております。

(3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。 公費による定期的な PCR 検査を実施してください。

【回答】福祉局 長寿応援部 高齢福祉課、介護保険課

高齢者施設の入所者及び接種の対象となる従事者については、接種する医師との日程調整が整った施設からワクチン接種を実施しております。可能な限り早期に、より多くの希望者が接種を受けられるよう、施設と密接に連携し進捗状況を把握してまいります。

また、通所サービスなどの利用者及び接種の対象となる従事者については、個別接種により 各自接種を受けていただくこととなります。

なお、入所施設、通所・訪問事業所の従事者等への検査については、令和4年度より、潜伏期間が短く、症状発症までのスピードが速いオミクロン株に対応するため、PCR 検査を終了し、抗原定性検査キットによる検査へ切り替えております。令和4年度中に配付したキットの活用により、必要に応じて、検査を実施頂いております。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】福祉局 長寿応援部 介護保険課

特別養護老人ホーム等については、「さいたまいきいき長寿応援プラン」(第8期計画)に基づき、計画期間の令和3年度から令和5年度までの3年間で地域密着型特別養護老人ホームを174名分、小規模多機能型居宅介護事業所を6か所整備することとしており、この第8期計画に基づき公募を行い、介護保険施設等の整備を図ってまいります。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】福祉局 長寿応援部 いきいき長寿推進課

本市においては地域包括支援センターの体制の充実のため、介護保険法で定める3職種のほか、介護支援専門員等の3職種以外の職員、地域ケア会議に係る事務に従事する職員の増配を行っています。また、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画においては、地域包括支援センターの相談体制の充実の観点から、地域包括支援センターの職員研修の充実に取り組むこととしています。

9. 地域の介護提供体制について、介護福祉士・ヘルパーなど介護福祉従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】福祉局 長寿応援部 介護保険課

介護福祉従事者の確保・定着等については、介護職員処遇改善加算、令和元年度より創設された介護職員等特定処遇改善加算に加えて、昨年10月より介護職員等ベースアップ等支援加算が創設されたことから、これらの加算の取得促進を引き続き進めてまいります。

また、11月11日の「介護の日」に関連し、介護の仕事の魅力を発信し、介護のイメージアップ、介護の仕事の魅力を伝えていきます。

10. ヤングケアラーについて

埼玉県はヤングケアラー条例が 2020 年 3 月 31 日に制定し、現在支援施策が実施されています。さいたま市、川口市では予算を取り支援策を具体化しています。貴市町村のヤングケアラー支援に関する施策を教えてください。

【回答】福祉局 生活福祉部 福祉総務課 、長寿応援部 いきいき長寿推進課、障害福祉部 障害福祉課、子ども未来局 子ども育成部 子ども政策課、子育て支援課、子ども家庭総合センター 子ども家庭支援課、教育委員会事務局 学校教育部 総合教育相談 室

本市では、令和4年6月に、ヤングケアラーを含むケアラー全般に対する支援を推進するため、「さいたま市ケアラー支援条例」を制定しました。

ヤングケアラーに関する施策といたしましては、令和4年4月に10区に設置した子ども家庭総合支援拠点にて、支援員による訪問支援が必要と判断したヤングケアラーのいる家庭を対象に「ヤングケアラー訪問支援事業」を実施し、家事・育児等の支援を通じて、日常生活における負担軽減を図っております。併せて、ヤングケアラーである子どもやその家庭を早期に把握することや、適切な支援に繋げることを目的に、関係機関の職員等を対象に、研修会を実施しております。

11. 保険者機能強化推進交付金(インセンティブ交付金)を廃止し、誰もが必要な介護(予防)サービスを利用しながら、その人らしく生活することができるような介護保険制度となるよう県や国に要請してください。

【回答】福祉局 長寿応援部 介護保険課

高齢者が自分らしく生活できるよう、地域包括支援センター等と連携し介護予防や要介護 状態等の軽減・悪化を予防するような取組みを推進してまいります。その取組結果として、保 険者機能強化推進交付金(インセンティブ交付金)が交付されますが、実績評価、交付の見直 しにおいては、市町村の状況を踏まえ行うよう国に要望してまいります。

12. 上記の改善をするうえで、利用者の負担増にならぬよう、介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げるよう国に要請してください。

【回答】福祉局 長寿応援部 介護保険課

保険者機能強化推進交付金の見直し、要介護認定者数が年々増加していくことなどに伴う 介護保険料の大幅な増額改定が必要とならないよう、介護保険の安定的な運営を図るため、国 の負担割合を引き上げることにより、被保険者の負担割合を引き下げる財政措置を講ずるよ う、国に要望してまいります。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。

【回答】福祉局 障害福祉部 障害政策課

本市は、国際連合で採択された障害者の権利に関する条約の理念を踏まえた障害を理由とするいかなる種類の差別もない社会の実現を目指しています。国連の障害者権利委員会の総括所見につきましては、国や県の動向を注視しつつ、次期さいたま市障害者総合計画を策定してまいります。なお、計画策定にあたり、「誰もが共に暮らすための市民会議」を開催し、障害当事者や関係者の皆様からご意見を伺いました。また、今後パブリックコメントを実施し、当事者を含めた市民の皆様のご意見を反映するように努めてまいります。

- 2. 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。
 - (1) 障害者地域生活支援拠点事業での実施した事業、今後の計画を教えてください。

【回答】福祉局 障害福祉部 障害福祉課

地域生活支援拠点等については、障害者支援地域協議会を市内6区に設置し、地域の体制づくり等に取り組んでおります。今後につきましては、障害者支援地域協議会を令和6年度に2区、令和7年度に2区追加し、10区全てに設置をする計画でございます。引き続き、障害のある人が安心して暮らせるよう努めてまいります。

(2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】福祉局 障害福祉部 障害政策課

障害者施設の整備につきましては、国庫補助金を活用し、生活介護事業所やグループホームの民間整備を促進しているところです。医療的ケアを要する方など重度障害者を受け入れる施設が不足していることから、まずは希望する方が利用できるよう整備を進めてまいります。

(3) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム(重度の障害を持つ人も含め)、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】福祉局 障害福祉部 障害福祉課

国の基本指針において、施設入所者の地域生活への移行を推進しており、さいたま市障害者総合支援計画において、令和5年度までにグループホームの定員数を 1,120 人分に増やすこととし、整備を促進しております。

希望する入居時期など個々の施設ニーズの把握が難しい現状はございますが、今後につきましても、障害のある方が自ら選択した地域で安心して生活できるよう、整備に取り組んでまいります。

(4) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護(80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど)家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】福祉局 生活福祉部 福祉総務課、長寿応援部 高齢福祉課、

障害福祉部 障害福祉課

障害者を介護している親が、入院や入所になった際は、障害者生活支援センターや区役所ケースワーカー等が、ヘルパーの派遣や緊急一時保護等の手続きを迅速に行いながら、必要に応じてグループホーム等の利用に向けた調整をしていきます。

また、障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるための、相談支援や体験の機会、 緊急時の受入・対応、専門的な人材の確保、地域の体制づくり等の機能強化を図る「地域生活支援拠点等」について引き続き拡充を図ってまいります。

さらに、孤立死を未然に防ぐために、東京電力や東京ガスなどのライフライン事業者等と協定を結び、訪問先での異変を察知した際の通報などにご協力をいただく等、要支援世帯の早期把握に努めております。

3. 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

※人材紹介での求人は、多額の紹介料を必要とします。国や県へ、施策を要望するとともに、 相談窓口を設けるなど具体策を講じてください。

【回答】福祉局 障害福祉部 障害政策課

本市では、無料職業紹介事業として、市内事業所からの求人情報を市ホームページ上に掲載し、毎月更新を行っております。また、市内障害福祉サービス事業所等と就職希望者との出会いの場を設ける目的で、令和2年度から就職面談会を実施しております。今後も必要な障害福祉サービスを将来にわたって安定的に提供できるよう、障害者施設の人材確保のための取り組みを行ってまいります。

- 4. 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。
 - (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】福祉局 障害福祉部 障害福祉課

現在の本市の心身障害者医療費支給制度は、埼玉県の補助対象事業として実施しております。 所得制限につきましては、埼玉県では限られた財源の中、対象者を真に経済的負担の軽減が必要な低所得者に限定し、医療費負担の可能な方には負担をしていただくという考えに基づいて、平成 31 年 1 月 1 日から導入されました。本市におきましても、今後も受給者の方々の経済的負担を軽減し福祉の増進を図ることが出来るよう、本事業を将来にわたり持続可能な制度として安定的に実施していくためにも、応能負担の考え方から、県と同じく平成 31 年 1 月 1 日から所得制限

を導入したものですのでご理解をお願いします。

年齢制限につきましては、心身障害者医療費支給制度は、生まれつき又は若くして障害者となった方など、安定的な生活基盤を築く以前に障害者となった方に係る医療費を助成することによって、障害者とその家族の経済的な負担の軽減を図ることを目的として創設されました。しかしながら、こうした制度創設時の趣旨とは異なり、高齢化の進行に伴い、加齢に伴って障害者となる方が増加し、今後も対象者の増加が見込まれております。こうした方は生まれつき又は若くして障害者となった方とは、社会生活の実態や生活基盤の状況等が異なることから、本事業を将来にわたり持続可能な制度として安定的に実施していくためにも、65歳以上で新たに障害者となった方を助成対象外としたものですのでご理解をお願いします。なお、一部負担金等の導入につきましては、現時点では考えておりません。

(2) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】福祉局 障害福祉部 障害福祉課

精神障害者2級の対象化につきましては、埼玉県において、平成27年1月から精神障害者保健福祉手帳1級所持者を対象としたことによる影響等を把握した上で、今後検討していくものと聞いております。本市としましても県の動向を注視し、働きかけを行っていきたいと考えております。

急性期の精神科への入院の補助対象につきましては、県内の9割以上の精神病床には常に入院患者がおり、入院1回当たりの平均入院日数も約300日と長期間になっております。また、埼玉県では、精神障害疾患においては入院期間の短縮を図り、できる限り早期の社会復帰、社会参加を促進するための取り組みを進めております。こうした中、精神病床への入院医療費を助成することの是非については慎重に考える必要があるため、助成対象外としているものですのでご理解いただきますようお願いいたします。

(3) 二次障害(※)を単なる重度化ととらえるのではなく、起因や治療など科学的な診断の中で進行が抑えられるように、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者(他の障害も含まれます)は、その障害を主な原因として 発症する二**次障害**(障害の重度化)に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難 が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【回答】福祉局 障害福祉部 障害政策課、障害福祉課、障害者更生相談センター、障害者総合支援センター

二次障害につきましては、元々ある障害を主な原因として、新たな症状や障害の重度化、日常生活の支障などが生じることと捉えております。二次障害に対して、必要な治療に加え、二次障害に起因するような日常生活での負担などに対しての対策で、発症・進行を抑えることが重要であると考えております。ご指摘のとおり、脳性麻痺をはじめとする身体障害に限らず、その他の障害でも起こり得ることですので、関係機関と情報共有や連携を図りながら、必要な支援・啓発について調査・研究を行ってまいります。

- 5. 障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について
 - (1) 障害者生活サポート事業

①未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】福祉局 障害福祉部 障害福祉課

市では生活サポート事業を実施しております。

②実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】福祉局 障害福祉部 障害福祉課

引き続き、障害福祉サービス等にかかる支出の増加が見込まれる中で、今後も持続的、安定的 に本事業を継続していく必要があることから、利用時間の拡大につきましては、難しい状況で す。

③成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。 移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

【回答】福祉局 障害福祉部 障害福祉課

利用者の負担軽減につきましては、平成26年度に制度改正を行い、在学中に18歳を迎えた場合、その年度に限り自己負担額を軽減するよう改善を図りました。今後も持続的、安定的に本事業を継続していく必要があることから、成人障害者の更なる利用料軽減につきましては、難しい状況です。

(2) 福祉タクシー事業

①初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券 (補助券)の検討を進めてください。

【回答】福祉局 障害福祉部 障害福祉課

本市では、初乗り料金の改定を受け、令和2年度から利用券の交付枚数を 36 枚または 24 から、54 枚または 36 枚に増やしました。また、福祉タクシー券の利用方法につきましては、県・市町村・事業者等で構成する福祉タクシー運営協議会で取り決めているものであるため、利用に関する利便性の向上につきましては、福祉タクシー運営協議会で検討していくべきものと考えております。

② 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】福祉局 障害福祉部 障害福祉課

本市では、福祉タクシー利用料金助成事業ならびに自動車燃料費助成事業につきまして、平 25 年度に制度の見直しを行い、対象者の裾野を広げるため、精神障害者を新たに助成対象に加えることで、3 障害共通の支援策として位置づけました。タクシー券の利用については、障害者本人が乗車していれば介助者が同乗することを認め、自動車燃料費の助成については、同居のご家族で主に障害者の移動支援を行っている介助者の申請も認めております。また、年齢制限についても特段設けておりません。しかしながら、年々増加する利用者に対する財源の確保を行う必要があったことから、本制度の持続性を確保するために、上記の見直しの際に、新たに所得制限を導入したものです。引き続き障害福祉サービス等に係る支出の増加が見込まれる中で、今後も持続的、安定的に本

事業を継続していく必要があることから、所得制限の見直しは困難な状況ですが、今後の制度のあり方については、引き続き検討してまいります。

(3) 両事業とも地域間格差を是正するために、県へ働きかけ、県の補助増額や県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】福祉局 障害福祉部 障害福祉課

福祉タクシー利用料金助成事業及び自動車燃料費助成事業につきましては、県からの補助を受けず本市単独事業として実施しております。今後につきましても、これまでと同程度の水準を維持しながら、継続して事業を実施してまいります。また、近隣市町村との連携につきましては、今後、制度について検討する際の参考とさせていただきたいと考えております

6. 災害対策の対応を工夫してください。

(1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】 総務局 総務部 防災課

本市では、災害対策基本法に基づき、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な方を円滑かつ迅速に避難できるよう支援するため、避難行動要支援者名簿を作成しています。

名簿の掲載要件は、身体能力、情報取得能力、状況判断能力等、要支援者個人の避難能力に着目して決定しているところではございますが、災害時に避難が必要で、名簿への掲載が必要と認められる場合や、名簿への掲載を希望する方については、ご家族の有無に関わらず、掲載要件に当てはまらない場合であっても掲載しているところです。名簿掲載者の自宅から避難場所までの避難経路については、本人やその家族、自治会、自主防災組織等の支援者が中心となり検討していただくことを考えております。その際、地図上や実際に避難経路を辿り、危険個所や段差など、避難行動に支障となるものがないかを確認いただきたいと考えております。また、避難所運営委員会においては、要配慮者の特性に応じた対応や避難スペースなど、避難所運営について協議しております。なお、各避難所にて、避難所運営訓練も実施しておりますので、避難所運営の検証や相互理解の貴重な機会となることから、積極的にご参加いただきたいと考えております。

(2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】 総務局 総務部 防災課、福祉局、福祉局 生活福祉部 福祉総務課

市内の高齢者施設等のうち、公設、民設合わせ101カ所を福祉避難所として確保しております。直接避難することについては、平時より各施設では利用者及び入所者が居るため、災害時において直ちに福祉避難所として開設できない場合があります。そのため、現状では一度、一般の指定避難所へ避難のうえ、障害等の程度に応じて概ね3日目以降に入所できるように対応することとしています。

福祉避難所は、高齢者や障害者その他の特別な配慮を必要とする配慮者を受け入れるための設備、器材、人材を備えた避難所施設として、民間社会福祉施設等の団体・法人との「災害時における要配慮者の受け入れに関する協定」の締結または災害対策基本法に基づく指定により整備しており、令和5年4月1日現在で101施設となっています。

令和3年の災害対策基本法改正に伴い、指定福祉避難所への直接避難を促進し、要配慮者の支

援を強化することが求められているところですが、災害発生時には、福祉避難所自体の被災状況や 職員の勤務状況等を確認し、受入れが可能か判断を行った上で避難していただく必要があり、すべ ての福祉避難所を開設できるとは限らないのが現状です。

そのため、現時点においては、小・中学校等の一般の指定避難所に避難している要配慮者のうち、 生活に著しく支障をきたす方で、福祉避難所への移送が適当と判断された方から、受入れが可能な 福祉避難所へ、順次移動いただくこととしています。

指定福祉避難所への直接避難を可能とする登録制度等につきましては、今後の課題であると 考えていますので、引き続き制度のあり方などを検討してまいります。

(3) 避難所以外でも、避難生活(自宅、車中、他)している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】 総務局 総務部 防災課

本市では、指定避難所を「地域の防災拠点」として位置付けており、避難生活をおくる場所であるほか、在宅避難者を含む避難者のための救援物資の配布場所になりますので、指定避難所の避難者だけではなく、近隣の在宅避難者に対しても物資を配給することとしております。

なお、指定避難所においては、原則として避難者の台帳を作成し、その台帳を基に救援物資の数量等を算出の上、物資の調達を行うため、指定避難所に直接来所していただく、あるいは自治会や自主防災組織が在宅避難者をとりまとめるケースもあります。いずれにいたしましても在宅避難者として避難者台帳に登録を行う必要がございます。

(4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】 総務局 総務部 防災課

避難行動要支援者名簿には、心身の機能の障害等に関する情報が含まれており、その情報を他者に知られることによって、避難行動要支援者やその家族等が社会生活を営む上で不利益を受けるおそれがございます。こうしたことから本市では、平時から自らの情報を外部に提供することに同意した避難行動要支援者のみ掲載した名簿を、自治会、自主防災組織、民生委員に配付しております。自治会、自主防災組織、民生委員の方々には、日頃から見守りや防災訓練等に避難行動要支援者名簿を活用していただくようお願いをしております。招くことが予想されるため、現段階では検討しておりません。

(5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】 保健衛生局 保健部 保健所管理課

自然災害発生時、特に避難所での生活においては、感染症対応も想定した対策が必要になり、 避難所運営の際は、区役所保健センターと保健所が協力し、予防対策や感染症発生時の対応を行 うこととなっております。昨今の新たな感染症と災害の同時発生等も視野に、引き続き、防災等 関連部署と連携し、対策について検討してまいります。

また、厚生労働省通知「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」や災害 救助法の改正等を踏まえ、今後も健康危機管理事案対策の拠点である保健所の機能強化につい て、取り組んでまいります。

7. 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を障害者施設に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】福祉局 障害福祉部 障害政策課

国等の動向や供給の状況を注視しながら、必要に応じ検討して参りたいと思います。 また、障害福祉サービス事業所等において感染が発生し、衛生・防護用品に不足が生じ た場合等には、必要に応じて用品を放出する旨、通知を発出しております。

(2) 入院し、治療できるように、医療機関に周知してください。

【回答】 保健衛生局 保健部 地域医療課

国からの事務連絡等に基づき、県等と連携しながら、適切に周知してまいります。

(3) 引き続き障害者への優先接種を行ってください。ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】保健衛生局 保健所 新型コロナウイルスワクチン対策室

福祉局 障害福祉部 障害政策課

令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種においては、重症者を減らすことを目的として、国が接種対象者を決めております。

現在行われている令和5年春開始接種では、対象となる基礎疾患を有する方の中に、重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)、重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、または自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障害(療育手帳を所持している場合)を有する方が含まれておりますが、9月以降に開始予定の令和5年秋開始接種では、初回接種(1・2回目接種)を終了した5歳以上のすべての方を対象とする予定であり、どちらも無料で接種いただけます。

また、接種を受けられる場所についても、国の方針に従い、市民の皆様が接種しやすいよう、 かかりつけ医等の個別医療機関を中心に実施してまいります。

(4) 物価高によって、事務所維持経費が増大しています。障害者施設に補助金の増額、継続をしてください。

【回答】福祉局 障害福祉部 障害政策課

本市における物価高騰の支援といたしましては、「さいたま市障害者施設等物価高騰対応支援 金」による給付事業を昨年度に引き続き実施しております。今後も必要な障害福祉サービスを継続 して提供できるよう、事業所への必要な支援に努めてまいります。

8. 難病の就労を進めてください。

埼玉県内の市町村においても手帳のない難病患者を積極的に雇用していただきたくお願いいた します。また、今後の為に差支えなければ、現在難病患者を雇用している場合はその現状を、また 雇用していない場合はその理由を具体的にお聞かせください。

※2022 年 12 月県定例会の知事回答で、大野知事が埼玉県として手帳のない難病患者を採用することを明言し、令和 5 年度から県の組織「スマートステーション flat」(令和 2 年 4 月 1 日開設)

で、障害者枠外の手帳のない難病患者も採用することになりました。

また、埼玉県産業労働部雇用労働課でもチラシを作成し、少しの配慮で働ける難病患者がいることを、人材を探している企業向けに周知しています。

そのような状況下、難病は指定難病だけでも388疾患あり病態も様々で、障害者手帳の所持者はその半分程度となっている。手帳がない難病患者は、障害者総合支援法の対象であるにもかかわらず、障害者雇用推進法では対象外のため障害者枠で応募ができません。

【回答】 総務局 人事部 人事課

現在、さいたま市の障害者採用選考につきましては、障害者手帳の交付を受けている方を対象としております。障害者手帳のない難病患者の障害者枠雇用につきましては、埼玉県をはじめとした他自治体の動向を注視しながら、今後研究していきたいと考えております。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

- 1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。
 - (1) 待機児童の実態を教えてください。
 - ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】子ども未来局 子育て未来部 のびのび安心子育て課

厚生労働省の定義に基づく、本市の令和5年4月1日現在の待機児童数は0人となりました。また、認可保育所等の利用を希望したものの利用できなかった方、いわゆる利用保留児童は、1,584人でした。

② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ 児童総数を教えてください。

【回答】子ども未来局 子育て未来部 のびのび安心子育て課

既存の認可保育所、認定こども園(保育所機能部分)、小規模保育事業及び事業所内保育 事業(地域枠)が、定員弾力化により受け入れている児童の年齢別の人数は、次のとおりで す。

0歳児	75名
1歳児	379名
2歳児	333名
3歳児	219名
4歳児	168名
5歳児	134名

- (2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。
- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】子ども未来局 子育て未来部 のびのび安心子育て課

待機児童解消のための対策につきましては、これまでも認可保育所等の積極的な整備を

進めてきたところであり、昨年度は、私立認可保育所及び認定こども園の新設整備によって 856 人、小規模保育事業等も含めると 952 人の定員増加となる施設整備を行ったところで す。今後も保育を希望する方が1人でも多く施設を利用できるよう、保育需要の高い地域に おいて優先的に施設整備を進めてまいります。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】子ども未来局 子育て未来部 保育課

加配が必要な園児を受け入れている施設は毎年10施設程度増えております。

補助金につきましては、園児 2 対保育士 1 の加配を要する園児を受け入れている場合は、園児 1 人につき月額 10 万 8 千円、園児 1 対保育士 1 の加配を要する園児を受け入れている場合は、園児 1 人につき月額 21 万 6 千円の助成を行っております。

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】子ども未来局 子育て未来部 のびのび安心子育て課

認可外保育所が認可保育施設に移行する場合の施設整備事業費に関しては整備理由で区別することなく、施設の制度と同じ制度、同じ基準に基づいて交付しておりますので、現行通り支援をしてまいります。

2. 子どもの命を守るためにも、一人ひとりの気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行う ためにも、少人数保育を実現してください。

5類に移行しましたが、コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、一人親家庭など困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を少人数保育の中で行うためにも各園に数名の保育士を増やしてください。

【回答】子ども未来局 子育て未来部 保育課

1歳児につきましては、市の単独補助として、園児4人に対して保育士1人配置している場合に、園児1人につき月額2万円の助成を行っております。

保育士配置の最低基準につきましては、国と同じ基準としておりますことから、今後の国の動向を注視してまいります。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏ま えて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。また、75年ぶりに「1歳児及び4、5歳児の配置基準が改善されるたたき台」が出されましたので、早期に保育士の補充ができるようにしてください。

【回答】子ども未来局 子育て未来部 保育課

本市では市の独自の事業といたしまして、保育施設で働く常勤職員の処遇改善を図るために月額10,500円、期末加算として年額67,500円を助成し、保育士の待遇改善、離職防止に努めております。

1歳児につきましては、市の単独補助として、園児4人に対して保育士1人配置している

場合に、園児1人につき月額2万円の助成を行っております。

保育士配置の最低基準につきましては、国と同じ基準としておりますことから、今後の国 の動向を注視してまいります。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増に ならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳~2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることになります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費(副食費)が保育料から切り離され、実費徴収されています。子育て世帯の負担が増えないよう軽減措置を講じてください。

(1) 0歳~2歳児の保育料を軽減してください。

【回答】子ども未来局 子育て未来部 幼児・放課後児童課

3歳未満児の保育料につきましては、一定の要件のもとに第2子半額や第3子無料などの軽減措置を行っております。

(2) 給食費食材費(副食費)を無償化してください。

【回答】子ども未来局 子育て未来部 保育課

副食費につきましては、自宅で子育てを行う場合でもかかる費用であるため、保育所等を利用する保護者の方々にもご負担いただいておりますが、年収360万円未満相当世帯の子どもの場合などは副食費の免除を行っております。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果してください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。昨年度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】子ども未来局 子育て未来部 幼児・放課後児童課

認可外保育施設に対する年に1度行う通常の立入調査に加え、本市が独自で実施している午睡時の抜き打ち調査やプール活動時の調査を行うなど、引き続き指導監督を充実させることで、保育の質の維持・向上に努めてまいります。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないよう必要な支援を行なってください。

【回答】子ども未来局 子育て未来部 保育課

保護者が育児休業を取得する場合、すでに入所中の児童については発達上環境の変化が 好ましくないとの判断から、本市では育児休業の終了まで継続入所ができる取扱いをする など、育児をする保護者の支援を行っております。

【学 童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1 支援の単位 40 人以下」「児童 1 人当たり 1.65 ㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】子ども未来局 子育て未来部 幼児・放課後児童課

本市では、放課後児童クラブへの入室希望が年々増加しており、その需要に対応するため待機 児童数の多い学区や入室定員の超過が著しい学区を優先して、放課後児童クラブの新規整備を 積極的に行い、早期の待機児童の解消を目指しているところです。

今年度から、放課後児童クラブの新規開設や大規模クラブの分離が円滑に図れるよう、開設に伴う改修経費に係る補助金の拡充を行ったところであり、今後も支援を継続して実施してまいります。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員(放課後児童支援員)の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で43市町(63市町村中68.3%)、「キャリアアップ事業」で30市町(同47.6%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】子ども未来局 子育て未来部 幼児・放課後児童課

放課後児童支援員の処遇改善については、放課後児童クラブにおける人材確保と質の向上に関わる重要な課題として認識しており、平成27年度から「さいたま市放課後児童クラブ放課後児童支援員処遇改善費補助金」による支援を開始し、令和2年度には補助基準額を拡充して実施しております。さらに、令和4年2月からは放課後児童クラブで働く全職員を対象に、月額9,000円程度の賃金改善を行うための補助制度を開始したところです。

今後も当補助金の実績、効果等を検証しながら、放課後児童支援員の処遇改善に取り組んでまいります。

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、 常勤での複数配置に努める」(※「県ガイドライン」)立場から、公立公営地域も対象となるよう に改善してください。

【回答】子ども未来局 子育て未来部 幼児・放課後児童課

本市の放課後児童クラブにつきましては、県単独事業の対象となっておりません。

【子ども・子育て支援について】

9. 子ども医療費助成制度の対象を拡大してください。

(1) 埼玉県は就学前までの医療費助成の現物給付を、昨年(2022年)10月から実施されました。 就学前までの現物給付の対象年齢の引上げなど、市町村独自に拡充してください。

【回答】子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課

令和4年 10 月から、埼玉県において、未就学児までを対象とし、子ども医療費等に対して、 県内の医療機関での現物給付が実施されています。

埼玉県では、県内現物給付化の対象を未就学児までとしていますが、本市は年齢に関わらず、 子ども医療費の対象者全てを県内現物給付の対象としています。 (2) 高校生や高卒後も大学生などの学生らの多くが生活に困窮しています。通院及び入院の子ども医療費無料化の対象年齢を拡充してください。

【回答】子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課

本市におきましては、次世代を担う子どもたちを安心して産み育てることができる環境づく りの推進のため、0歳から中学校卒業までを対象とした子育て支援医療費助成事業を実施して います。

近年、子どもの医療費助成につきましては、対象を高校生までとする自治体があることは承知しています。しかし、政令指定都市のうち対象を高校生までとしている自治体は、ほぼ全てにおいて自己負担金を設けており、一部では所得制限を設けている自治体もあります。また、県内の市町村のうち対象年齢を高校生までとしている自治体は、財源として県から補助金を受けています。

一方、本市では自己負担金も所得制限も設けずに医療費を助成していますが、その額は年々増加をしており、新型コロナウイルス感染症の影響のなかった令和元年度では約55億円でした。 そして、その助成額の全てを一般財源で賄っている状態です。

子育て支援医療費助成事業を将来にわたり持続可能な制度として安定的に実施していくためにも、対象年齢の拡大につきましては、将来的な財政負担等を含め、丁寧に検討を進めてまいりたいと考えています。

(3) 国に対して、財政支援と制度の拡充(年齢の引き上げの法制化)を要請してください。

【回答】子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課

国に対しては、九都県市首脳会議、指定都市市長会、全国衛生部長会、児童福祉主管課長会議などを通じて、子ども医療費の統一的な制度の創設について要望を行っております。

特に九都県市首脳会議においては、本年5月に九都県市首脳会議を代表して、本市が国に対して要望を行っております。これらの要望については、今後も、引き続き行ってまいります。

(4) 県に対して子ども医療費無償化の年齢を 18 歳まで引き上げるように要請してください。 【回答】子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課

県に対して子ども医療費無償化の年齢を 18 歳まで引き上げることについては、本市は子ども 医療費補助金の交付対象から除外されているため、要請する立場にはありません。

(5) 政府は、子ども医療費無償化を 18 歳まで引き上げると同時に、不適切な診療を減らす名目で受診ごとに定額負担を検討しています。受診の抑制になり、本来の趣旨と本末転倒になります。国・県に定額負担をしないように要望して下さい。

【回答】子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課

要望に示されている国の検討内容については、本市では把握しておりませんが、今後、国の動向を注視して参ります。

10. 子育て支援を拡大してください。

(1) 国民健康保険の保険税の子ども(18 歳以下)の均等割金額相当の財政支援をしてください。 【回答】福祉局 生活福祉部 国保年金課 国民健康保険の保険税の子どもの均等割金額相当を軽減するために財政支援することは、削減・解消すべき赤字に該当すると国より通知されているため、検討していません。

(2) 小・中学校給食を安全な地元農産物の活用と無償化にしてください。

【回答】 教育委員会事務局 学校教育部 健康教育課

本市では、児童生徒に地域の産業や文化に関心を持たせたり、生産者の方々への感謝の気持ちが育まれたりするなどの教育的効果があることから、学校給食での地場産物の活用を積極的に行っているところでございます。

学校給食費につきましては、物価高騰等の影響を踏まえた支援策として、これまで通りの質と量を保った学校給食の提供のため、物価高騰分に対する各学校への補助や、経済的な理由等で学校給食費の支払いが困難なご家庭に対する就学援助制度の実施により、保護者の負担軽減を図っているため、学校給食費の無償化については考えておりませんが、今後も財源の継続的な確保などの観点から、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

2020 年度の厚労省ホームページに「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明するとともに、扶養義務のこと、住むところのない人、持ち家のある人でも申請できることを明記しています。市町村においても、わかりやすく申請者の立場に立ったホームページやチラシを作成してください。

【回答】福祉局 生活福祉部 生活福祉課

ためらわずに生活保護の申請を行っていただくためには、制度の内容を正しくお伝えすると ともに、国民の権利であることを周知・徹底していく必要があると考えております。

そのため、令和5年3月に相談者に配布する『生活保護のしおり』を改定しました。表紙に「生活保護の申請は国民の権利です。」と明記し、しおりの中で「生活保護の申請は、申請意思があればどなたでも申請することができます。」と明記しております。また、しおりをホームページからダウンロードすることも可能になっております。

引き続き、相談者の方が安心して生活保護の相談・申請ができるよう取り組むとともに、令和 2年12月に市ホームページを更新し、生活保護の申請は国民の権利であることを明記し、ため らわず相談を行っていただくよう市民への周知を図っております。

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は行わないでください。

厚生労働省は田村前厚労大臣の答弁を受けて、2021年3月30日付で事務連絡を発し、生活保護問答集を改正。要保護者の意向を尊重する方向性を明らかにし、照会の対象となる扶養義務者の「扶養義務履行が期待できない者」には行わないとしました。厚労省、埼玉県の通知(R5年)にそってしおりを改訂してください。貴福祉事務所でも、申請者が望まない扶養照会を行わないよう徹底してください。

【回答】福祉局 生活福祉部 生活福祉課

令和5年3月に相談者に配布する『生活保護のしおり』を改定しました。扶養照会については、 生活保護制度における扶養義務者からの援助について相談者へ説明し、面接相談時や保護申請 後の調査において、扶養義務者との関係を聴取し本人の意向を確認しております。本人から聴取 した意向を基に、国の示す基準に照らし合わせ、扶養照会の実施については実施機関が判断して おります。

3. 生活保護のケースワーク業務の外部委託は、実施しないでください。

生活保護のケースワーク業務は、人間の生死を左右する職務であり、最もデリケートな個人情報を預かる業務であることから、自治体職員が福祉事務所で行う原則になっています。ところが、東京都中野区は、高齢の生活保護利用者を対象に「高齢者居宅介護支援事業」を NPO の外部委託を利用して実施していますが、実態は生活保護利用者宅への家庭訪問、ケース記録作成、保護費算定まですべての業務の委託でした。これは生活保護法および社会福祉法違反です。このような事例が起こらないように徹底してください。また、福祉課内の警察官 OB が保護利用者を犯罪者扱いして尾行し、人権を侵害する事例が発生しています。こうしたことが起こらないよう指導を徹底してください。

【回答】福祉局 生活福祉部 生活福祉課

生活保護のケースワーク業務の外部委託については、国が検討を行い、令和4年度に報告書が 公表されました。この検討結果を踏まえて通知された内容は、家庭訪問の取扱いの見直しであ り、外部委託の具体的な取扱いを示すものではございませんでした。

当市では現在は外部委託を行っておりませんが、引き続き国の動向を注視し、なんらかの方針が示された場合には、それに沿って対応を検討してまいります。

また、福祉課内の生活保護適正実施推進員については、不正受給事案への対応、福祉事務所からの要請に基づくケースワーカーの訪問調査への同行等を職務内容としておりますので、尾行して調査する等の事例はないものと認識しております。

4. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

決定・変更通知書は 5 種の扶助が記載されるのみで非常にわかりづらく、福祉事務所でも ミスが生じる原因になっています。国は全国一律でシステムの改定を行っていますが、それで 良しとすることなく、利用者本人も確認できる、自治体独自の記載欄を設けてください。

【回答】福祉局 生活福祉部 生活福祉課

保護の変更の申請等がなされた際には、『保護変更(決定)通知書』により、保護の種類、程度(金額)、方法及び変更した理由を付して通知しております。

この通知書につきましては、内容が分かりづらいという声があることも認識しているところです。なお、国の標準仕様書が令和4年3月、その改版が令和5年3月に示されておりますが、これは全国で一律の基準となっており、自治体独自の記載欄を設けることはできない仕様となっております。システムベンダにおいても、国の標準仕様を厳守することが求められており、本市独自の裁量はございません。

また、保護開始時や複雑な変更等の場合は、通知書に加え、分かりやすい説明を行うように各区福祉課には指示しております。

5. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください

厚労省が示す標準数を下回る福祉事務所が多くあり、これがケースワーカーの過重労働や、 保護利用者に適切な対応ができない原因となっています。社会福祉主事の有資格者を採用す るとともに、十分な研修を行って、不勉強による利用者への人権侵害や不利益な指導が行われ ないようにしてください。

【回答】福祉局 生活福祉部 生活福祉課

ケースワーカーの配置につきましては、標準数を下回らないように各区において人員要望を 行っております。さらに生活福祉課からも、人事所管課に対して標準数の確保及び社会福祉主事 の有資格者の採用についての要望を行っております。

また、生活保護利用者に親切丁寧な対応及び適切な助言が行えるように、今後も研修の充実に努めてまいります。

6. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください

居宅が決まっていない申請者に「無料低額宿泊所に入所しないと生活保護は受けられない」 と指導する事例がいまだに多発しています。申請者の意向を無視する無低への強要は生活保 護法違反であり、行わないようにしてください。また、入所者が転出を希望する場合は、その 希望を優先し、一時利用にふさわしい運用をしてください。

【回答】福祉局 生活福祉部 生活福祉課

無料低額宿泊所への入所は生活保護申請の要件ではないため、申請者への入所の強制は行っていないものと認識しております。

また、申請者の意思で無料低額宿泊所に入所した場合でも、早期に居宅移行を図れるよう支援を行っております。

7. 熱中症からいのちを守るために国に対して夏季加算を要望してください。また、制度が創設されるまでの間、自治体として電気代補助を実施してください。

【回答】福祉局 生活福祉部 生活福祉課

夏季加算については、国に対して生活保護の実施要領の改正意見として「夏季加算の導入」 を提出しております。

生活保護制度は国の責任において行うものであることから、自治体独自の施策として、電気 代補助を支給することは検討しておりません。

8. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】福祉局 生活福祉部 生活福祉課

本市では、各区福祉課に福祉まるごと相談窓口を設置し、生活にお困りの方や福祉のさまざま

な課題を抱えた方等の相談を包括的に受け止め、相談内容に応じた必要な支援のコーディネートを実施しております。

また、同窓口を広く市民に周知するために、市報への掲載をはじめとして、各区役所内へののぼり旗の設置による窓口案内や、市内公共施設や関係機関への周知リーフレット配置、自治会や民生児童委員協議会、社会福祉協議会などへの周知、市ホームページやツイッターなどのSNSでの周知等、積極的な情報発信に努めているところです。

引き続き、同窓口を通じて生活困窮者の把握に努めるとともに、ご本人の困窮状態によっては、適切に生活保護の担当に繋げるなど、支援を必要とされる方に適切な支援が行えるよう努めてまいります。